

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について

令和3年6月18日、県では、新型コロナウイルス感染症の対策について、6月21日から7月11日までの協力要請等の内容を決定したところですが、この度、県内の感染状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を以下のとおりとします。

1 現在のまん延防止等重点措置区域

市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市、千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（11市）

2 変更後のまん延防止等重点措置区域

1に掲げる区域に、成田市を加えた12市とする。

3 成田市への適用期間

7月2日（金）から7月11日（日）

4 要請内容等について

変更なし